

新潟県企業局管理規程第3号

新潟県企業局財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成30年3月16日

新潟県企業管理者 小林 康 昌

新潟県企業局財務規程の一部を改正する規程

新潟県企業局財務規程（昭和62年新潟県企業局管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後					改 正 前																																																																																																																												
(用語の意義)					(用語の意義)																																																																																																																												
第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。					第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。																																																																																																																												
(1)～(7) (略)					(1)～(7) (略)																																																																																																																												
(8) 収入徴収者 収入を徴収する企業局長の権限を次条第3項第1号の規定により専決する者及び 第4条第1項第2号 の規定により委任された者をいう。					(8) 収入徴収者 収入を徴収する企業局長の権限を次条第3項第1号の規定により専決する者及び 第4条第2項 の規定により委任された者をいう。																																																																																																																												
(9) 支出命令者 支出を命令する企業局長の権限を次条第3項第2号及び同条同項ただし書の規定により専決する者、 第4条第1項第3号 の規定により委任された者並びに第4条の2の規定により専決する者をいう。					(9) 支出命令者 支出を命令する企業局長の権限を次条第3項第2号及び同条同項ただし書の規定により専決する者、 第4条第3号 の規定により委任された者並びに第4条の2の規定により専決する者をいう。																																																																																																																												
別表第1 （第3条関係）					別表第1 （第3条関係）																																																																																																																												
収入原因行為					収入原因行為																																																																																																																												
(略)					(略)																																																																																																																												
支出負担行為					支出負担行為																																																																																																																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>科目等</th> <th>次長</th> <th>課長</th> <th colspan="2">課長補佐</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 収益的支出</td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(9) (略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>電気、機械、土木及び建築工事費</td> <td><u>2億</u> 円未 満</td> <td><u>1億</u> 円未 満</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 資本的支出</td> <td>(1) (略)</td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>工事費</td> <td><u>2億</u> 円未 満</td> <td><u>1億</u> 円未 満</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(2) (略)</td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>造成工事費</td> <td><u>2億</u> 円未 満</td> <td><u>1億</u> 円未 満</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>					科目等	次長	課長	課長補佐		1 収益的支出	(略)				(9) (略)					電気、機械、土木及び建築工事費	<u>2億</u> 円未 満	<u>1億</u> 円未 満			(略)	(略)				2 資本的支出	(1) (略)	(略)			工事費	<u>2億</u> 円未 満	<u>1億</u> 円未 満			(略)	(略)				(2) (略)	(略)				造成工事費	<u>2億</u> 円未 満	<u>1億</u> 円未 満			(略)	(略)				(略)					<table border="1"> <thead> <tr> <th>科目等</th> <th>次長</th> <th>課長</th> <th colspan="2">課長補佐</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 収益的支出</td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(9) (略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>電気、機械、土木及び建築工事費</td> <td><u>1億</u> 円未 満</td> <td><u>5,000</u> 万円未 満</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 資本的支出</td> <td>(1) (略)</td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>工事費</td> <td><u>1億</u> 円未 満</td> <td><u>5,000</u> 万円未 満</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(2) (略)</td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>造成工事費</td> <td><u>1億</u> 円未 満</td> <td><u>5,000</u> 万円未 満</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>					科目等	次長	課長	課長補佐		1 収益的支出	(略)				(9) (略)					電気、機械、土木及び建築工事費	<u>1億</u> 円未 満	<u>5,000</u> 万円未 満			(略)	(略)				2 資本的支出	(1) (略)	(略)			工事費	<u>1億</u> 円未 満	<u>5,000</u> 万円未 満			(略)	(略)				(2) (略)	(略)				造成工事費	<u>1億</u> 円未 満	<u>5,000</u> 万円未 満			(略)	(略)				(略)				
科目等	次長	課長	課長補佐																																																																																																																														
1 収益的支出	(略)																																																																																																																																
(9) (略)																																																																																																																																	
電気、機械、土木及び建築工事費	<u>2億</u> 円未 満	<u>1億</u> 円未 満																																																																																																																															
(略)	(略)																																																																																																																																
2 資本的支出	(1) (略)	(略)																																																																																																																															
工事費	<u>2億</u> 円未 満	<u>1億</u> 円未 満																																																																																																																															
(略)	(略)																																																																																																																																
(2) (略)	(略)																																																																																																																																
造成工事費	<u>2億</u> 円未 満	<u>1億</u> 円未 満																																																																																																																															
(略)	(略)																																																																																																																																
(略)																																																																																																																																	
科目等	次長	課長	課長補佐																																																																																																																														
1 収益的支出	(略)																																																																																																																																
(9) (略)																																																																																																																																	
電気、機械、土木及び建築工事費	<u>1億</u> 円未 満	<u>5,000</u> 万円未 満																																																																																																																															
(略)	(略)																																																																																																																																
2 資本的支出	(1) (略)	(略)																																																																																																																															
工事費	<u>1億</u> 円未 満	<u>5,000</u> 万円未 満																																																																																																																															
(略)	(略)																																																																																																																																
(2) (略)	(略)																																																																																																																																
造成工事費	<u>1億</u> 円未 満	<u>5,000</u> 万円未 満																																																																																																																															
(略)	(略)																																																																																																																																
(略)																																																																																																																																	
別表第2 （第4条、第4条の2関係）					別表第2 （第4条、第4条の2関係）																																																																																																																												

収入原因行為
(略)
支出負担行為

科目等		事業所長 に委任す る範囲	次長に専 決させる 範囲
1 収 益的支 出	(略)		
	(6) (略) 電気、機械 工事費 (略)	<u>1億円未 満</u> (略)	
	(略)		
2 資 本的支 出	(1) (略) 電気、機械 工事費 (略)	<u>1億円未 満</u> (略)	
	(略)		
(略)			

収入原因行為
(略)
支出負担行為

科目等		事業所長 に委任す る範囲	次長に専 決させる 範囲
1 収 益的支 出	(略)		
	(6) (略) 電気、機械 工事費 (略)	<u>5,000万 円未満</u> (略)	
	(略)		
2 資 本的支 出	(1) (略) 電気、機械 工事費 (略)	<u>5,000万 円未満</u> (略)	
	(略)		
(略)			

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。